

今、憲法問題を語る — 憲法問題対策センター活動報告 —

第67回 新たな共謀罪法案である「テロ等準備罪」法案に反対する

憲法問題対策センター副委員長 山内 一浩 (44期)

1 共謀罪の本質は何か？

この原稿が掲載される4月には、東京オリンピック・パラリンピックに向けたテロ対策を理由とする、「テロ等組織犯罪準備罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案が国会に上程されている可能性が高い。

我が国の刑事法は、人権保障の観点から、法益侵害に向けられた具体的危険性ある行為、そして法益侵害の結果が発生する結果犯を処罰するのを原則とし、未遂犯の処罰は例外であり、さらに予備罪や陰謀・共謀罪は重大な犯罪について極めて例外的に処罰されるに過ぎない。

これは、人権保障と国家の刑罰権の調整から導かれるものであり、国家の恣意的な刑罰権行使による人権侵害を排除し、刑事法の人権保障機能を十全に果たすための基本原則である。

ところが、共謀罪は、長期4年以上の多くの犯罪について、犯罪遂行の合意（共謀又は計画）そのものを処罰するもので、法益侵害の具体的な危険性が何ら存在しない段階の合意の成立だけで犯罪が成立する。この点で、共謀罪は、我が国の刑事法の基本原則や法体系に反し、刑法44条の趣旨を空文化し、国家の処罰権が過度に強化されることとなり、人権保障機能を危うくするものである。

そして、その成立要件が極めて曖昧なため、共謀罪は、捜査機関の恣意的な解釈・運用により、捜査機関が摘発したい団体の構成員を狙い撃ちした逮捕・捜索によって当該団体にダメージを与え、その結果結社の自由や表現の自由はもとより、思想信条の自由という内心の自由をも侵害されるおそれがある。

2 新たな共謀罪法案「テロ等準備罪」法案は過去の共謀罪法案と違うのか？

共謀罪法案は、過去3度国会に上程されたが、3度とも廃案となった。その危険な本質が広く国民に認識され、「市民団体や労働組合も対象になる」等の強い批判がなされ、広範な反対世論が巻き起こったからである。

では、新たな共謀罪法案は、過去3度廃案となった共謀罪法案と本質的に異なるものであろうか？ 確かに

新たな共謀罪法案は、対象となる団体を「組織的犯罪集団」に限定し、「準備行為」を新たに処罰条件とするなど、過去の共謀罪法案との違いはある。これをもって、安倍首相らは「過去の共謀罪法案とはまったくの別物」「一般の市民は対象にならない」と繰り返し強調している。

しかし、「組織的犯罪集団」か否かは、まずは捜査機関が判断することになる。そして、本年2月法務省は、市民団体や労働組合などとも正当な活動をしている団体が犯罪を行う団体に性質が一変したと認められる場合は、「組織的犯罪集団」に当たり得るとの見解を明らかにした。この見解からすれば、捜査機関の解釈や裁量によっては、一般の市民も新たな共謀罪法案の対象になり得ることになる。結局、「組織的犯罪集団」という要件は、新たな共謀罪の適用範囲や対象を絞りその濫用を防止するための要件足り得ない。

また、「準備行為」の要件は、アメリカの州法にある顕示行為（「Overt Act」）を取り入れるものである。しかし、アメリカの裁判例では、共謀を裏付ける何らかの客観的行為であれば足り、必ずしも犯罪的とは言えない行為も「準備行為」と判断されている。この基準によると、謀議との相関関係によるものであるとしても、極めて広範であるため、「準備行為」の要件も、新たな共謀罪の適用を限定しその濫用を防止するための十分な要件足り得ない。

3 やはり今回も廃案にすべき

当会は、過去の共謀罪法案について、3度にわたって法案成立に反対する会長声明を発表してきた。今回の新たな共謀罪法案についても、本年1月11日付で国会に上程に強く反対する会長声明を発している。

新たな共謀罪法案も、その危険な本質は過去の共謀罪法案と何ら変わりはなく、これが成立してしまうと、通信の傍受に関する捜査権の拡大などと相まって、市民生活に対する監視が強化され、メディアへの圧力やその自主規制の兆候が見られる昨今においては、逼塞した極めて住みづらい社会が現出されかねない。当会は、日弁連等とともに、その成立に反対する活動をさらに積極的に展開すべきである。